

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(納税義務の完了時期等) 第45条 納税者又は特別徴収義務者は、その徴収金額を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、郵便局(簡易郵便局を除く。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者 <u>(第7項において「収納事務の受託者」という。)</u> 又は税務出納員若しくは税務現金取扱員に納付し又は納入し、その領収証書の交付を受けたときに納税義務を完了する。 2～6 (略) <u>7 第1項の規定にかかわらず、収納事務の受託者に電子情報処理組織を使用する方法により納付し、又は納入する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額を収納事務の受託者に納付し、又は納入したときに完了する。</u>	(納税義務の完了時期等) 第45条 納税者又は特別徴収義務者は、その徴収金額を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、郵便局(簡易郵便局を除く。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者又は税務出納員若しくは税務現金取扱員に納付し又は納入し、その領収証書の交付を受けたときに納税義務を完了する。 2～6 (略)

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。